

桜野小学校PTA規約

第1条 名称

この会は、「桜野小学校PTA」と呼び、事務局を桜野小学校内におく。

第2条 目的

この会は、学校・家庭・社会の積極的な協力により、児童の健全な育成と会員相互の研修を図ることを目的とする。

第3条 事業

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修を深める。
- 2 児童の健全な育成を図る。
- 3 学校教育への協力と援助をする。
- 4 その他目的達成に必要な事項。

第4条 会員の資格

次の者は、この会の会員となることができる。

- 1 在籍児童の両親、又は保護者。
- 2 本校の職員。
- 3 児童未就学の校区居住の戸主。
- 4 その他、本校区内に居住し、会の目的に賛同する者。

第5条 会員の権利と義務

- 1 会員は、すべて同等の権利と義務を有する。
- 2 会員は、すべて会の運営について意見を述べることができる。
- 3 会員は、すべてこの会の活動に積極的に参加するものとする。
- 4 会員は、正規の会費を必ず納入せねばならない。

第6条 役員

1 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名（書記及び会計の職務を含む）
- (3) 会計 1名（T1名）

2 会長、副会長は選考委員会で選出し、年度はじめの総会において承認を得るものとする。

3 会長は会務を統括し、会合を主催し、外部に対して、会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をする。又、書記及び会計の職務を行う。

5 書記は、下記の記録を保管し、日常業務を掌る。

- (1) 規約
- (2) 当該年度の人事録
- (3) 会議議事録
- (4) 理事会・幹事会の会議要項
- (5) 往復文書

6 会計は、会の会計を収納し、且つ会長の承認を得て、会費の支出を行うとともに、すべての収支について正確に記帳を行い、会計監査を経て、毎年度の決算報告書を総会に提出し報告する。

7 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

8 役員任期は、原則として1ヶ年とする。但し、再選はさまたげない。

第7条 会計監査

1 この会には、2名の会計監査をおく。

2 年1回以上の監査をし、総会に報告し、承認を求める。

3 任期を1年とする。但し、再任は妨げない。

第8条 幹事

1 この会には、幹事をおく。

2 幹事は役員、専門部代表、学校代表で構成する。

3 幹事に欠員が生じた時は、地域又は、学級より選出する。任期は前任者の残任期間とする。

第9条 理事

- 1 この会には、理事をおく。
- 2 理事は役員、専門部員、学校職員で構成する。
- 3 理事に欠員が生じた時は、地域又は、学級より選出する。任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会議

1 総会

- (1) 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関である。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。
- (3) 総会は、定期総会、及び臨時総会とする。
- (4) 定期総会は、年1回とし、毎年5月上旬までに行う。
- (5) 臨時総会は、会員の1割以上の要請があった場合、又は会長が必要と認めた場合、会長が召集する。

2 理事会

- (1) 理事会は、理事で構成し、総会に次ぐ議決機関である。
 - ア 幹事会より委任された案件の審議
 - イ 緊急にして、総会を開くいとまのない事項の処理
 - ウ 附則、細則、内規の決定
 - エ その他、会の事業執行に関する事項
- (2) 必要がある場合、会長が召集する。

3 幹事会

- (1) 幹事会は、役員、各部代表、学校代表で構成する。
 - ア 会の運営について協議する。
 - イ 緊急にして、理事会を開くいとまのない事項の処理。
 - ウ その他、会の事業執行に関する事項。
- (2) 必要がある場合、会長が召集する。

第11条 専門部会

この会に下記の部をおく。

- 1 企画部 P T A行事の企画と運営を行う。
- 2 広報部 学校と家庭の結合を図るための広報活動を行う。
- 3 環境美化部 学校及び児童をとりまく環境の整備を行う。
- 4 学級集会部 学年、学級の活動の振興を図るための行事を行う。

第12条 選考委員会

- 1 選考委員会は、各地区代表7名と学校代表1名で構成する。
- 2 選考委員会の、委員長及び副委員長は、互選とし、委員長がこの会を運営する。
- 3 委員長は総会において、選考結果を報告し、承認を得る。

第13条 経理

- 1 この会の経費は、会費及び補助金・寄付金・その他の収入をあてる。
- 2 この会は、特定の個人又は団体からの財政的援助の故をもって、いかなる性質の義務を負うものではない。
- 3 会費の額は、総会において決定する。
- 4 この会の経費は、総会において議決された予算において行われる。

第14条 会計年度

この会の会計年度は、4月1日よりはじまり翌年3月31日に終わる。

第15条 規約の改正

- 1 規約の改正は総会において行う。
- 2 この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

第16条 附則

この規約は、他に細則・内規を設けることができる。

第17条 規約の発効

この規約は、昭和52年5月 9日より実施する。

| | |
|----------------|----------------|
| 昭和57年5月 8日一部改正 | 平成 2年4月21日一部改正 |
| 昭和59年4月28日一部改正 | 平成 8年4月20日一部改正 |
| 昭和62年5月 2日一部改正 | 平成11年4月24日一部改正 |
| | 平成17年4月29日一部改正 |